

8 酒 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、令和4年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

2 酒税の概要

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール事業法の適用を受けるアルコールを除く。）で、その製法や性状により4種類、17品目に分類している。

酒類の分類は、①発泡性酒類（ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類）、②醸造酒類（清酒、果実酒、その他の醸造酒）、③蒸留酒類（連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、原料用アルコール、ウイスキー、ブランデー、スピリッツ）、④混成酒類（合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒）である。

各酒類の税率（1kl当たり従量税率）は、次表のとおりである。

| 酒類の分類 | アルコール分等 | 1 kl 当たり税率 (令和2年10月1日～令和5年9月30日) |
|---|---|--|
| (基本税率) | | |
| ○ 発泡性酒類 | | 200,000 円 |
| ビール Beer | - | 200,000 円 |
| 発泡酒 Sparkling liquor | 麦芽50%以上 又はアルコール分10度以上 | 200,000 円 |
| | 麦芽25%以上50%未満のもの (アルコール分10度未満) | 167,125 円 |
| | 麦芽25%未満のもの (アルコール分10度未満) | 134,250 円 |
| (その他の発泡性酒類) (Other effervescent alcoholic beverages) | いわゆる「新ジャンル」 (アルコール分10度未満で発泡性を有するもの) | 108,000 円 |
| | ホップ及び一定の苦味料を原料としない酒類 (アルコール分10度未満で発泡性を有するもの) | 80,000 円 |
| (基本税率) | | |
| ○ 醸造酒類 | | 120,000 円 |
| 清 酒 | - | 110,000 円 |
| 果実酒 | - | 90,000 円 |
| その他の醸造酒 | - | 120,000 円 |
| (基本税率) | | |
| ○ 蒸留酒類 | 21度以上 21度未満 | 200,000 円に20度を超える 1度ごとに10,000円加算 200,000 円 |
| 連続式蒸留焼酎 | 21度以上 | 200,000 円に20度を超える 1度ごとに10,000円加算 200,000 円 |
| 単式蒸留焼酎 | 21度未満 | |
| 原料用アルコール | | |
| ウイスキー | 37度以上 37度未満 | 370,000 円に37度を超える 1度ごとに10,000円加算 370,000 円 |
| ブランデー | | |
| スピリッツ | | |
| (基本税率) | | |
| ○ 混成酒類 | 21度以上 21度未満 | 200,000 円に20度を超える 1度ごとに10,000円加算 200,000 円 |
| 合成清酒 | - | 100,000 円 |
| みりん | - | 20,000 円 |
| 甘味果実酒 | 13度以上 | 120,000 円に12度を超える 1度ごとに10,000円加算 120,000 円 |
| リキュール | 13度未満 | |
| 粉末酒 | - | 390,000 円 |
| 雑酒 | みりん類似 21度以上 | 20,000 円 |
| | 21度未満 | 200,000 円に20度を超える 1度ごとに10,000円加算 200,000 円 |

3 用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
- 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。
- 販売（消費）数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。